

## 住民運動への弾圧強まる

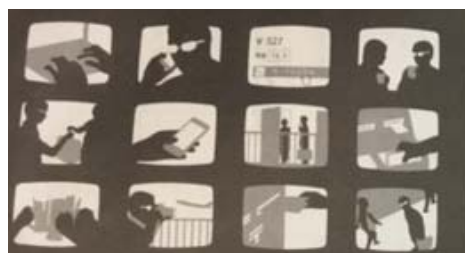
共謀罪は多くの危険性が指摘されているが、さしあたり「わがこと」として、一般人に及ぶ影響を危惧する。20日の朝日新聞に掲載された「江川紹子さん傍聴」から。

法案の危険性を指摘してきたジャーナリスト江川紹子さんは、怒号が飛び交う衆院法務委員会の採決をどう見たか。午後1時過ぎ、「委員外議員」として出席した日本維新の会の丸山穂高氏が「委員長、もういいでしょう」と採決を促す。江川さんは「法務委員でもない人の一言で打ち切り。乱暴」とため息をついた。

委員室が熱気を帯びたのは、開会から1時間ほどたってから。「マンション建設反対とか基地反対も、相手側からしたら業務妨害で対象になる」と、民進党の枝野幸男氏が質問。法務省の林真琴刑事局長が「業務妨害という形で反対運動しなければ(対象にならない)」と回答した。江川さんは「(こういう風に)具体例を出し、考える材料を与えてほしい。誰もが当事者になり得ることだから」。

次に質問に立った同党の逢坂誠二氏が答弁を迫ると、金田勝年法相は「一般の方は捜査はもちろん調査の対象にもならない」。江川さんは思わず「ええー?」。一方、同じ質問に警察庁の担当者は言葉を濁した。「一般人が対象になるか」を巡って応酬は続く。金田法相が「通常の社会生活を送っている方々に嫌疑が生じる余地はない」と述べると、江川さんはノートに「通常の社会生活とは?」と書き込んだ。「市民運動をやっているような人は通常の社会生活を送っていないってことだよ」

同紙5月18日「耕論『共謀罪』疑問なお」掲載「大垣警察市民監視事件」弁護団長の山田秀樹さんは言う一政府は、共謀罪に関して「組織的犯罪集団が対象で、一般の人は関係ない」「捜査機関を信用してほしい」と繰り返し強調します。しかし、それは全く信じられません。大垣の事件の議事録によれば、警察の担当者が「大々的な市民運動は、大垣警察署としても回避したい」「今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします」などと発言。住民運動は公共の安全を乱しトラブルを起こす、と敵視する姿勢です。



共謀罪の対象となる「組織的犯罪集団」にあたるかどうかは、警察が判断します。住民らが工事を阻止しようとするれば業務妨害罪に問われかねません。住民団体を敵視する警察は、その時点で彼らを組織的犯罪集団とみなし共謀罪を適用するおそれがあります。警察は逮捕者が、起訴され有罪にならなくても構いません。情報を集め、住民運動を萎縮させればいいのです。…共謀罪ができれば、警察の意に沿わない住民運動など少数意見が、ますます弾圧されることとなります。自由と民主主義にとって大きな危機です。

(2017年5月24日)